

みんなへの 人権のメッセージ



台東区

はじめに

私たちは等しく、自分の生命と尊厳が守られ、自由に幸せを追求できる権利「人権」を持っています。人間が人間らしく生きる権利であり、全ての人が生まれながらに持っているものです。

家庭や地域、職場、学校など多くの人たちとつながりを持つ中で、一人ひとりが自分らしく、皆が幸せに生きていくためには、お互いの個性を尊重し、認め合うことが必要です。

近年、インターネット上の誹謗・中傷や部落差別を助長するような書き込み、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別などの人権問題も生じています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして、社会的に問題となっています。

台東区では、長期総合計画において「区民一人ひとりが多様性を認め合い、相互に人権を尊重し合う地域社会の形成」をめざし、様々な取り組みを推進しています。

この冊子には、台東区内の小中学校の児童・生徒による人権に関するメッセージ・作文を掲載するとともに、さまざまな人権問題に対する考え方や行動などを分かりやすくまとめています。ぜひ多くの方にご覧いただき、広くご活用いただければ幸いです。

結びに、冊子発行にあたり作品をお寄せいただいた小学校・中学校の皆様、ご協力いただいた人権擁護委員の皆様に心より感謝を申し上げます。

令和7年12月

台東区長
服部 征夫



目次

1.	さまざまな人権	1
・	女性の人権を守ろう	1
・	子供の人権を守ろう	1
・	高齢者の人権を守ろう	1
・	障害を理由とする偏見や差別をなくそう	2
・	部落差別（同和問題）を解消しよう	2
・	アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう	2
・	外国人の人権を尊重しよう	3
・	感染症に関連する偏見や差別をなくそう	3
・	ハンセン病患者・元患者やその家族に対する偏見や差別をなくそう	3
・	刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう	3
・	犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう	4
・	インターネット上の人権侵害をなくそう	4
・	北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう	4
・	ホームレスに対する偏見や差別をなくそう	4
・	性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう	4
・	人身取引をなくそう	5
・	震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう	5
・	ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別をなくそう	5
2.	子供たちのメッセージ	6
・	「人権の花」運動	6
・	人権メッセージ・人権作文コンテスト	8
・	人権メッセージ	9
・	人権作文コンテスト	14
3.	人権問題で困ったときは	25
・	人権擁護委員	25
・	相談窓口一覧	26
・	人権週間	30
・	人権に関する法律	31
・	台東区男女平等推進基本条例	35

1

さまざまな人権

「誰か」のこと じゃない。

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きるために之權利です。しかし、私たちが暮らす社会には、いまだに生命・身体の安全を脅かす事象や、不当な差別等の人権侵害が存在します。私たちの身の回りにある人権問題を、「誰か」のことではなく、自分や自分の身近にいる人のこととして捉えることが、こうした問題を解消することに繋がります。

ここでは、国が掲げる18の啓発活動強調事項を紹介しています。私たちの身の回りにどのような人権問題があるかを「知る」ことで、人権問題へのアンテナが働き、必要な行動がとれるようになります。誰もが自分らしく、幸せに生きていける社会を作るために、まずは「知ることから始めてみませんか。

女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪・性暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（マタニティハラスメント）などの人権問題が依然として発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての关心と理解を深めていくことが必要です。

子供の人権を守ろう

いじめや虐待、体罰、性犯罪・性暴力などの子供をめぐる人権問題は後を絶たず、依然として深刻です。子供が一人の人間として、また、権利の享有主体として最大限に尊重される社会にするため、この問題についての关心と理解を深めていくことが必要です。

高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分（経済的虐待）などの人権問題が発生

しています。高齢者が安心して生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が、雇用の場面や職場において差別待遇を受けたり、店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害のある人に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を行うほか、障害のある人を排除しようとする優生思想及び障害のある人に対する偏見や差別の根絶を目指し、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」に関する取組を推進することにより、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消し、共生社会を実現することが必要です。

部落差別（同和問題）を解消しよう

部落差別（同和問題）については、インターネット上の差別的な書き込みや特定の地域を同和地区として指摘する書き込み、結婚・交際、就職及び職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、新たな差別を生むことがないように留意しつつ、真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮した啓発活動を展開し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。また、部落差別（同和問題）の解消を阻む大きな要因となっている、いわゆる「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」では、アイヌの人々に対する差別の禁止に関する基本理念が定められています。先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、同法の趣旨を踏まえ、アイヌの人々の歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とした就職差別、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチと呼ばれ社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、その解消に向けた取組を推進していくことが必要です。多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

感染症に関連する偏見や差別をなくそう

エイズ、肝炎、新型インフルエンザ等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

ハンセン病患者・元患者及びその家族に対する偏見や差別をなくそう

ハンセン病対策については、かつて採られた強制隔離政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対しても、社会において極めて厳しい偏見や差別が作出・助長され、今なお存在することは厳然たる事実です。ハンセン病患者・元患者及びその家族が置かれてきた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

刑を終えて出所した人及びその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人及びその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であるなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人の円滑な社会復帰を実現するためには、本人の強い更生意欲と併せて、周囲の人々の理解と協力が重要です。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

犯罪被害者及びその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者及びその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者及びその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、偏見や差別を助長したりするような情報を発信又は拡散するといった悪質な事案が多数発生しています。このような情報の発信又は拡散は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであり、決してあってはなりません。

責任ある情報発信を行うためには、個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい知識と理解を深めていくことが必要です。

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」では、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていくことが必要です。

ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」により、ホームレスの自立の支援等に関しては、ホームレスの人権に配慮することが定められています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう

性的マイノリティであることを理由として、社会の中で偏見の目にさらされ、職場で不当な扱いを受けたり、学校でいじめられたりするなど

の人権問題が発生しています。「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別のない共生社会を実現することが必要です。

人身取引をなくそう

人身取引（性的サービスや労働の強要等）は、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時において、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信したりするなどの行動をとることは、重大な人権侵害になり得るだけではなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていくことが必要です。また、災害対応時においては、男女共同参画の視点を持つことも必要です。

ゲノム情報（遺伝情報）に関する偏見や差別をなくそう

「良質かつ適切なゲノム医療を国民が安心して受けられるようとするための施策の総合的かつ計画的な推進に関する法律」により、今後、ゲノム医療が普及し、ゲノム情報の活用が拡大されていくことが見込まれます。その中でゲノム情報（遺伝情報）に関する知識や理解の不足から、日常生活や、就職、保険の加入等の社会生活の様々な場面で、不当な差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生するおそれがあります。ゲノム情報（遺伝情報）に関する正しい知識に基づいて冷静に判断することが重要であるとの理解を深めていくことが必要です。

「人権の花」運動



この運動は小学校の児童が、協力しあって花を栽培することやその成果を多くの人々に鑑賞してもらうこと、栽培する間に行う講話などを通じて思いやりの心を育み、環境に対する理解を深め、豊かな人権感覚を身につけようという活動で、東京法務局・東京人権擁護委員協議会の主催で実施しています。

台東区では、今年は4校の児童のみなさんに参加していただき、サルビアとマリーゴールドの種をまき栽培しました。次のページは各校の活動の様子です。





千束小学校



松葉小学校



富士小学校



東浅草小学校



人権メッセージ・人権作文コンテスト



「人権メッセージ」は小学生を対象に東京法務局・東京人権擁護委員協議会の主催、「人権作文コンテスト」は中学生を対象に東京法務局・東京都人権擁護委員連合会の主催で実施しています。人権について文章を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけることを目的としています。

今年度「人権メッセージ」は5校の児童のみなさん、「人権作文コンテスト」は、5校540名の生徒のみなさんに参加していただきました。

人権擁護委員による審査会で参加校各校の代表作品とその中から区の代表作品として人権メッセージ1編、人権作文2編を選定しました。

台東区は、選定された各校の代表作品の児童・生徒に対し、台東区長賞、また区の代表となった作品の児童・生徒には台東区長特別賞として表彰を行います。

次のページ以降に受賞した10編の作品を掲載します。

人権メッセージ

台東区長特別賞

やってはいけない差別

台東育英小学校 5年

差別は絶対にやってはいけない。でもやっている人がいる。なぜ差別をしているのだろう。

世界には色々な人がいて同じ人なんかいない。みんながふつうことでもそのふつうがふつうじゃない人もいる。だからといって、悪口、差別をして良い理由にはならない。何があっても差別はしてはいけない。

「君は○○だから変だよね。」

その変とはどういうこと。変だから何。その人だってなりたくてなっているわけじゃないのに。そういうひどいことを言うから、差別が始まると。道で目が不自由な人を見たことがある。他の人は見て見ぬふりをして助けなかった。ぼくは助けてあげようとしたがはずかしがって、できなかった。その後とても心が痛くなった。はずかしいを理由に助けられなかったことをとても後悔した。どうして良い事なのにはずかしがったのだろう。ずっと考えた。

そんな経験から何があっても差別をしないと決心した。もう絶対に何か不自由な人がいたら積極的に声をかけることにした。他の人にどう思われるようが必ず助けて、あの後悔を二度しないとちかった。

みんなと何かちがったり、変な人がいたとしてもそれで差別をしてはいけない。人はそれぞれちがうところがあるのだからおもしろい。同じ人がいないから世界は楽しいんだとあらためて思った。

台東区長賞

いじめという単語

浅草小学校 5年

私には、いじめられていた友達がいます。そのことを知るまで、「いじめ」と聞いても自分には関係ないと思っていました。けれど、大好きな友達がいじめられたと聞いてから、それがとても身近なことに感じられました。友達をいじめた人達は、人権を知らないのだと私は思っています。悪気の有無に関係なく、いじめられた子は周りの思っている何倍もきずついているはずです。先生が言っていたように、「言葉や暴力はナイフよりもおそろしい武器になる」と思うようになりました。その友達は学校を転校したそうですが、きずついた子がさらにいやな思いをしないといけないのでしょうか。こんな風にいじめられた子はきずつくし、それ以外に関しても悪いことばかりです。だから、今の私は、友達のつらさを感じ取り、「いじめ」というたった三文字で相手に一生のきずにさせてしまうこの単語を気にかけるようになっています。どうしてこの世界にいじめが生まれたのか。「相手が気にくわないと？」最近の私はそのようなことを考えています。どんなことがあっても、いじめは絶対に許されません。どうして大切な人が辛い思いをしないといけないのでしょうか。私は、いじめに対して強い怒りをおぼえています。これからは、いじめのない世界にできるよう、「大好きな友達を守りたい」と思って書いたこの作文を、世界に広めていきたいです。

外国人への差別

藏前小学校 5年

あなたの地域には、「外国人」はいますか？私は浅草寺がある台東区に住んでいるので、外国人の観光客がたくさんいます。近所にも暮らしていたり、お店で働いたりしている外国人もたくさんいます。

この作文を書くときに、「差別」とは何だろうと思いました。調べてみたら、性別や人種を理由に不当にあつかってしまうことだと知りました。私は差別は絶対にしてはいけない、あってはならないと思いました。もちろん、私は差別なんてしたことがないと思いました。でも、本当にそうなのか、改めて考えてみました。

私はコンビニでレジにならぶとき、外国人の店員さんと日本人の店員さんがいる時、無意識に日本人の店員さんの所にならんでしまったことを思い出しました。また、道で外国人の観光客がいたら何となくさけてしまったりもあります。

それは、「小さな差別」なのではないでしょうか。こういう小さな差別が積み重なると、「大きな差別」につながるのではないかでしょうか。外国人への差別は、言葉がわからなかったり、見た目が私たちとちがうことで、何となくこわいなというイメージが生まれるのだと思います。

そういう差別を無くすために私たちが今すぐにできることは、英語の授業で外国の言葉をわかるようになったり、外国の文化をじっさいに調べてみることだと思います。知らなかったりわからなかったりすることを調べることで身近になって不安な気持ちが無くなっていくと思います。

大きな差別になる前に、小さな差別から無くしていくことが大切なのではないかと思います。

台東区長賞

私が産まれるまで

石浜小学校 5年

三月十六日は、私の誕生日です。

夜、母が作ってくれたイチゴがたっぷりのケーキを食べながら私の生まれた時の話を聞きました。

(前にも聞いたけど忘れちゃった)

私がまだ母のお腹にいた時、母が三ヶ月けんしんで病院へ行って、けんさをしたら病院の先生から、

「いきますぐ入院してください。出産までトイレとお風呂、ごはんいがいは、ぜったい動かないでください。」

と言われて、母はすごくおどろいたそうです。なぜかと言うと、兄の時には六ヶ月けんしんの時に同じ事を言われて、とても大変だったみたいでした。

そして私は予定日の一ヶ月前にていおうせっかい手じゅつをして産まれました。

母に、お腹を切るのはどのくらいたいのか聞いてみたら、

「いたいけど、うれしい方が勝っていたくないよ」と笑いながら言ってくれました。

母はお腹を三回切っています。一回目は病気でお腹を切って、二回目は兄の時、そして三回目は私です。私は考えただけでお腹がいたくなりました。

「ありがとう」と言ったら母が
「うまれてきてくれてありがとう」と言ってくれました。
また忘れたら聞いてみたいと思います。

台東区長賞

女らしさって必要な？

金龍小学校 5年

私はある時、こんなことがありました。児童館で遊んでいてサッカーをやっていました。私以外はみんな男の子でした。はじめ私は、ゴールキーパーができる自信がなくてボールをおいかけていました。そしてゴールキーパーをやってと言われ、やってみました。でもボールが強くてとれず、チームからやっぱり女だからという目で見られました。その日、私はモヤモヤして泣いてしました。

五年生になって人権についての授業をうけ私は女らしさについて調べました。そこで私は、いろいろなことに気がつきました。

まず女らしさや男らしさを求められてイヤな気持ちになる人は多くいることです。そして、女らしさなどにとらわれないで自分らしく生きることが大切だと知りました。

私はそのことをみんなに伝えるために大切だと思ったことがあります。それは、「女らしさ、男らしさってなに、それって本当に必要な。」ときくことだと思いました。だれにでも一人一回くらいは経験があると思うので自分にあてはめて考えてくれると思ったからです。

今回の人権についての授業でまなんだことを生活に生かして女らしさ男らしさのことについて考えていきたいです。またこの世の中を、自分だけの個性をどうどうとみせられるような、いろいろな人が住みやすくなるようにするためにはどうしたらよいか考えていきたいと思います。

人権作文コンテスト

台東区長特別賞

（全国中学生人権作文コンテスト
東京都大会 作文委員会賞）

私にできること

上野学園中学校 1年

私は耳が聞こえません。三才のときに両耳が聞こえなくなりました。今は、右耳には人工内耳を付け、左耳は補聴器をつけています。これが私の耳です。耳が聞こえていた頃の記憶はなく、聞こえない生活が私の中では普通です。人工内耳や補聴器は付ければ音を聞こえますが健常者の人たちのようには聞こえません。

小学校最後の夏休みのことです。私と母と電車で出掛けることが増えました。電車の中は人の話し声や騒音、雑音が多く、私には辛いときがあります。人工内耳や補聴器が必要以上に音を拾ってしまうことがあります。耳が疲れてしまうからです。その日は特に人が多く雑音も多く私は少し疲れてしまいました。母は私の様子を見て「大丈夫。」「人工内耳か補聴器を外せば。」と声を掛けてくれます。本当は外した方が楽ですが、外してしまうと音がなくなってしまうので、私は不安な気持ちになります。騒音などの多い場所では人工内耳や補聴器を付けていても会話はほとんど聞き取ることが出来ません。電車の中やホーム内でのアナウンスも何を言っているのかわかりません。電車が急に止まってしまったり、遅れている理由もわからず不安になることもあります。母は私と電車の

中で話すときに声だけではなく身振り手振り、簡単な手話、空書き手の平書きなどを使って会話をします。私と家族の間で普通のことですが電車に乗っている人たちからは不思議そうな顔でジロジロ見られることがあります。私は恥ずかしいのと悲しい気持ちになり下を向いていると、母は、「なんで下を向いているの？」と聞いてきます。私はジロジロと見られるのが恥ずかしいと何度か言ったことがありますが母は、そんなこと気にすることはない、いつも笑って言います。母はジロジロと見られて気にならないのかと私は母の気持ちがわかりません。ジロジロ見られていることを気にするよりも耳が悪くて聞こえない分、視覚を使うように言われます。電光掲示板などの文字の情報です。後は周りをよく見て人の動きや景色もよく見ることです。私は小さいときから何度も周りをよく見るよう、と言われて育ちました。中学生になった私に、まだ同じことばかり言う母に最近はうるさく感じます。

あの日は、電車から降りるといつもの駅とは様子が違いました。とても混んでいてホームには人がたくさんいて前に進むことがなかなか出来ません。私と母もゆっくり人の流れに合わせて出口に向かいます。また、ホームの掲示板には白い大きな紙にエスカレーターが故障中のため使えないこと、階段かエレベーターを使うように書いてありました。私は母にそのことを伝えると母は掲示板に気づいていなかったようで、「えっ、掲示板にそう書いてあったの、よく気づいたね」と言って階段に向かって歩きます。私は、いつも母が「周りをよく見て」と言う言葉を思い出しました。耳の悪い私には周りからの情報が大切な事なのだと気づきました。いつも言っている母は全然気にしていないことに私は少しおかしくて笑ってしまいました。

エスカレーターの近くを通り過ぎエスカレーターの方を振り返ると

エスカレーターの前辺り帽子を被りサングラスを掛け少し大きめのリュックを背負った男の人が見えました。私は、その人が気になって何度も振り返って見てしました。男の人は右手に棒を持っているのが見えました。立ち止まってよくみると白杖です。私は学校の福祉の授業で白杖のことを知っていたので男の人が何をしているか気になりました。使用禁止のエスカレーターの前には黄と黒のカードが置いてあります。男の人は白杖の先を右左に動かしていました。

私は、すぐに母を追いかけ、その事を伝えました。母はびっくりした顔をして私に男の人の場所を確認に向かいました。男の人の周りには、たくさん的人がいましたが男の人を気にしていないのか、気づかないふりをしているのか皆忙しそうに階段の方へ歩いています。母と私が男の人の所に着くと男の人は立っていました。母が「すみません。」と声を掛けながら肩をトントンとすると男の人は「はい」と答えました。エスカレーターが故障していて使えないこと、困っていることがないかたずねると「下に降りて別のホームへ行きたい、迷惑でなければ手伝って欲しい」と言い、母は階段とエレベーターどちらがいいのかを確認して、男の人と一緒に目的のホームへ向かうとすぐに電車が来て男の人はお礼を言って行ってしまいました。母から「周りをよく見ていたから男の人が困っているのに気づけたのよ。」と言われて私でも人の役に立てると思いました。

見て見ぬふりをするのではなく、私に出来ることをして社会に貢献すれば良いのだと学びました。

台東区長特別賞

（全国中学生人権作文コンテスト
東京都大会 作文委員会賞）

勇気を出して相談できた、あの日。

駒形中学校 3年

私はこれまでに、いじめを受けて辛い思いを何度も経験して来ました。教室に居る際に聞こえた笑い声や視線が自分に向けられているではと思う度に自分が嫌いになりました。相談した方が良いと頭では理解していても、親に迷惑をかけたくない気持ちで何も話せずに一人でずっと苦しかったです。ただ毎日を何も考えず過ごし、半ば人生に対して希望を持てずに生きていました。

そんなある日、私はとうとう我慢が限界を越し、周りの声や視線が恐ろしく、たまらなくなり、ただ溢れ出しそうな涙を我慢していました。そして保健室に逃げた私は着くやいなや涙を我慢できなかった。保健室で一人で座っていると、保健室の先生が静かに話しかけてくれ、「一人で抱え込むより、担任の先生に話してみたら」と背中を優しく押してくれました。その言葉を聞いた私は先生に話したらいじめが悪化したらと考え恐怖に駆られましたが優しさによって決意できました。

しばらくして担任の先生が保健室に来てくれました。ですが私は言葉が詰まって、何も話せずに、ただ泣いていましたが、静かに待ってくれていました。その後、親身になって私の話を聞いてくれたおかげで私は次に親に迷惑をかける事を承知で話そうと思えました。

その日の夜、私は母、兄に話を済ませた後に父にも本当のことを話しました。どこから話せばいいかわからず混乱してしまい泣きながらの説明になりましたが父は真剣に耳を傾けてくれました。そして、「我慢なんてしなくていい。何かあったらすぐに言いなさい」と落ち着いた声で言ってくれました。驚きや怒りよりも、その静かな言葉に安堵した私はこの頃初めて「一人で抱え込まなくてもいいんだ」と思う事ができました。そして親に初めて本音を伝えられた日でもありました。

その後、担任の先生が間に入ってくれたおかげでいじめは悪化せず、むしろ以前より良くなりました。

その後、先生方が間に入ってくれたおかげで、特定の人による、からかいなどは少しずつ減っていきました。担任の先生が直接相手と話してくれたことで、教室の空気が少しずつ和らぎ、以前よりも安心して過ごせるようになっていきました。最初は、まだ少し緊張しながら教室で過ごしていましたが、日が経つにつれて、周りの雰囲気が変わっていくのを感じました。以前は、周りの笑い声が耳に入るたびに不安になっていましたが、今ではその声を自然に受け入れられ、教室全体が少しずつ温かい場所に思えるようになりました。

少しずつ気持ちに余裕が生まれたことで、学校での一日が落ち着いたものに変わっていました。朝、教室に向かうときも、以前のような重い気持ちではなく、「今日も頑張ろう」という前向きな気持ちで歩けるようになりました。家に帰る頃には、安心した気持ちで一日を振り返ることができるようになり、夜も落ち着いて明日に備える事もできるようになりました。

この経験を通して、いじめに苦しんでいる人が安心して声をあげられるようになる為には、周囲の支えが欠かせないと強く感じました。私自身、先生や家族が真剣に話を聞いてくれ、行動してくれた事で、ようやく一歩前に進む事ができました。誰かに気持ちを受け止めてもらえるだけで、胸の中の重い物が軽くなりました。

私はこの経験によって声をあげる事の難しさを実感しました。苦しくても、「迷惑をかけたくない」という一つの思いから、私のように誰にも言えずに一人で耐えてしまう人は決して少なくないと思いました。だからこそ、過去の私と同じく誰にも相談できずに声をあげられない人を助ける為には周囲の大人や友達などが、話をしやすい雰囲気をつくり、勇気を出して話した時に、他人事だと受け流すのではなく、しっかりと受け止めて心の声に耳を傾ける事が大切だと考えました。

そして、辛い思いを経験し、支えられて救われたように、今度は私が誰かを支えられるようになりたいと強く思います。

台東区長賞

自分らしく生きられる社会に

御徒町台東中学校 3年

私は吃音症です。主な症状は、言葉が詰まって出にくくなったり、同じ言葉を繰り返してしまうことがあります。例えば、最初の一文字が出にくいうことや、「こんにちは」と挨拶をするときに、「ここここにちは」とスムーズに言えないことがあります。人前での発表など、緊張してしまうと、特に症状が出て困ったことが何度もありました。そのとき吃音について知らない人たちに「変な喋り方だ」と笑われたり、真似されたり、からかわれて悲しく悔しい思いをしていました。

小学生の頃に「吃音を改善しよう」とことばの教室にも通い、吃音についての勉強、他の吃音を持つ人とも交流を深めました。その中で驚いたことは、有名な政治家やアナウンサーなども、吃音症を持っていることでした。このことを知り、「自分だけじゃない」と思えるようになりました。また、ことばの教室の先生方は、私の話を最後まで、遮ることなく聞いてくれました。そのおかげで、心から安心でき、「吃音は悪いことじゃない」と思えるようになりました。

中学生になった今も吃音があります。最近では言葉が詰まっても、吃音症のこと、吃音がありわざとこのような話し方をしているわけではないことを説明ができるようになりました。そして、仲の良い友人たちは、

私の吃音症のことを理解し、嫌な顔ひとつせずゆっくり話を聞いてくれます。そんな友人たちの存在が、私の大きな支えになっています。

人権について考え、改めて自分の吃音症と向き合ったことで、話すことに悩むのは自分だけではないと気づきました。誰にでも苦手なことやできないことがあって、それを理由にからかわれたり、笑われたりするのは間違っていることだと思います。吃音は私の一部であり、恥ずかしいことではありません。大事なのは、言葉の速さや上手さではなく、思いを伝えようとする気持ちだと思います。

これから高校生になり、発表や面接など人前で話す機会が多くなってきます。それでも吃音を理由に夢をあきらめることなく一歩ずつ進んでいきたいです。同じように悩んでいる人が、自分らしく生きられる社会をつくっていきたいです。

台東区長賞

偉 大

柏葉中学校 2年

小学四年生に私は初めて国境を越えた友情に出会った。彼女は出身が中国で日本に移り住んで仕事をしていた両親の後を追いかけるように日本に来た。その頃の私は仲良かった友達三人が同じクラスで私だけが別のクラスになってしまい強制的に新しいスタート地点に置かれた様な状態だった。その中で新しくできた友達とうまくいかずどうしていいのだろう、どうやって分かち合えばいいのだろうと答え合わせができず気持ちが先走っていってしまうことが沢山あった。

ある日、転入生が来ると担任の先生から知らされまだ小学生の私は「勝手」に日本人だろうなと思い込んでいた。しかしその根拠のない考えはすぐに覆され、なれない日本語と震えた声で自己紹介する転入生がいた。私は友達とうまくいかないごちゃごちゃした感情から逃れるために転入生と昼休みに互いが知つてそうなゲームを考えて一生懸命ジェスチャーなどを使い伝えた。折り紙や手遊び、○（マル）×（バツ）ゲームなどは特に盛り上がり、想像以上に「心で通じる」という喜びを実感することができた。

体育の時の座り方は体育すわりという習慣は日々の教育などから来ていて他の国々も様々な教育方針がある。そう考えを働かせることができるのは今までに人権学習などを通して物事の感じ取り方を学んできたからである。他にも体育の授業の時に中国の人々は胡坐をしたりして座る。ここで注目してほしいことは「胡坐」ではなくその座り方にさせてきた歴史や心得など、考えないと見えてこない部分だ。そのような視点を増やしていくことで偏見的な見方や文化を知らぬ間に否定してしまうことがなく興味を知識へとつなげられるのではないかと思う。他にも彼女（転入生）と一緒に給食を取りに行くと「私の学校には給食がなくて

みんなと食べる習慣があまりないよ」と翻訳機を使ってわざわざ私に教えてくれた。また、お盆にお箸やスプーンを置くときは自分側に横にして置くという置き方ではなく右下に縦に置いていた。これにはとても衝撃を受けた。差別とはだれかの当たり前が壊れた時に本当はすごく弱い自分を隠して誰よりも高い存在になろうとした結果「否定」という形になってしまい認め合いたかった気持ちも一緒に隠れてしまうのではないだろうか。そうやって物事を少しずつ具体的に自分の意見を持って考えようになって約三年後私たちは同じ中学校に入学することを決意した。また、中学校には色々な国の生徒がおり特に彼女と同じ中国出身の人が多くその人たちもお盆にお箸をおく際、右下に縦に置いており彼女自身の育ってきた文化が違うことをもう一度思い知らされた。当たり前のように努力をし続け、日本語で会話をし生活をしている彼女をはじめとした外国の方々を簡単に差別してはいけないと強く思えた。

私は短期海外留学派遣に今年の夏行く予定だ。もともと極度の臆病で、大勢の前で自分の意見を言うことや注目が集まることはやりたくないの一点張りだった。だが、母国が違くとも支え続けてくれている親友のように知らない世界に飛び込んでいくことの偉大さや彼女（親友）自身の人間としての考え方を自分に合った形に変えて生かしていきたい。周りにいる人たちの雰囲気を良い方向に変えていきたいのならまずは自分で示していくことこそが大切だと私は思う。人権というのは人の権利を守るものだが自分自身と向き合い、守ることができる人こそ周囲にいる人たちを救うことができるのだと思う。人を助けるということには想像のつかないほど勇気がいるが身近なものからでもはじまりをつくっていってほしいと思う。だから私は短期海外留学派遣に参加することを決意し踏み出した。この様に考えていいけるようになったのも親友と出会えたおかげでだ。

台東区長賞

アイヌの人々について調べて思ったこと

桜橋中学校 2年

僕は授業で配られた「人権問題」の中で、理解を深めることが必要と書いていたアイヌの人々について調べました。

理由は今の僕が一番理解が浅い内容だと感じたからです。

東京都人権啓発センターを中心にインターネットでアイヌの歴史を調べました。

アイヌ民族は今では北海道と呼ばれる蝦夷地に先住していました。明治時代になると蝦夷地は「北海道」と改名し、開拓も本格化されていき、アイヌ以外の人達が大勢うつり住むようになりました。本州に住んでいた人達を「和人」と呼びます。そして和人の政府によるアイヌ語や生活習慣、サケ漁や鹿猟の禁止が取り上げられ、アイヌの人々は貧窮していました。

明治32年の1889年には「北海道旧土人保護法」という法制度ができました。アイヌの人々に土地を与えて農業をすることを促して「日本的な教育を行い、アイヌの人々を貧窮から助けようとするものでした。しかし、実際にはアイヌの人々の生活文化を否定し、与えた土地はとても狭く、農業に向かない土地で、アイヌの人々と向き合った法制度ではありませんでした。つまり、日本の政府にはアイヌ民族を差別していた歴史がありました。

アイヌ民族はこれらの差別と長い間戦ってきました。例えば、室町時代にはコシャマイン、江戸時代にはシャクシャインが反乱を起こしています。この反乱は失敗しましたが、差別との戦いは形を変えながら長い間続きました。

その成果が出始めたのは昭和の終わり頃でした。先住民族としての権利回復を求める法案を作り、デモ活動などで国会に働きかけました。そして平成9年に差別的な内容だった「旧土人保護法」は廃止されました。最近も2020年のオリンピックに合わせて、国立アイヌ民族博物館が作られたりするなどアイヌの人々と日本の政府は協力して多くの人に文化を

伝えようと動いています。

僕はアイヌについて調べる中で、あるアイヌの女性へのインタビューを見つけました。その人はこう言っていました。「日本人は知ろうとしないのです」。実際僕は調べるまでアイヌにこんな歴史があることを知りませんでした。それにこの人権作文がなければ調べることもしなかつただろうなと思い、アイヌの女性の言うとおり「知ろうとしなかつた」ことに気付いて驚きました。

同じインタビューの中で、その女性は受けた差別についても話していました。例えば、北海道の中では和人もアイヌが分かるから「あ、イヌがきた」と言われ、ばかにされます。道外にはアイヌ差別はないはずと道外に出るとアイヌのことを知らなかったりアイヌの人か分からぬために日本国籍で、日本語で育っていて、納税もしているのに外国人と思われます。中には、「日本語お上手ですね」と日本人として扱われないこともあります。その女性の二人の子どもも学校で「外国人みたいだから」という理由でいじめにあったそうです。

僕はその受けた差別のことを読んでみて、自分も調べて知らなければこのような差別をしてしまったのかもしれないと思いました。

僕はアイヌの歴史について調べてみて一人一人の和人が差別をしていたのかなと思っていたけれど政府も禁止をしたり土地を取り上げたりして差別に加担するようなことをしていたことを知って驚きました。アイヌ民族以外にも同じように偏見だったり理解不足で起こるような人権問題はあります。例えば、ハンセン病だと分かると療養所へ強制的に隔離されました。最近では新型コロナウィルスなどでそれを理由に差別されることなどもあげられます。

自分はアイヌ民族について調べたことで、新しく知ったことがあったようにまだ理解できていないことがあるように思います。自分は更に色々なことを調べてその人たちへの偏見をなくして理解を深め、理解したうえでその人たちにどう接すべきなのか考えることができるようになっていきたいです。

もし政府が差別に加担していることを知った時には、小さなことかもしれないけど、デモに参加するなど、少しでも行動していきます。自分達の力で少しでも、みんなが生きやすい世の中に変えていきたいです。

3

人権問題で困ったときは…

人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、区民の人権が侵害されることがないように見守り、地域で人権思想を広める活動をしています。また、法務局の人権相談所や区役所の区民相談室で、みなさんからのご相談をお受けしています。

台東区では12名の人権擁護委員がご相談をお受けしています。

令和7年10月1日現在

氏名
片岡昭子
海野衛
宇田川靖子
石床洋子
山勝幹之
中村雅彦
椎原晶子
竹内留美
飯塚さち子
吉藤玲子
江口大三郎
高瀬雄二

▼問合せ 人権・多様性推進課

☎ 03-5246-1116

相談窓口一覧

一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

(令和7年11月現在)

※詳細につきましては、変更になる場合もありますので、直接各機関にお問い合わせください。

人権全般の相談窓口		
名称	所在地・電話番号等	受付時間等
東京法務局人権擁護部 常設人権相談所	<p>新宿区四谷1-6-1 四谷タワー13階 外国人在留支援センター (FRESC)内</p> <p>●みんなの人権110番 TEL 0570-003-110 (ナビダイヤル) TEL 03-5363-3067 (一部のIP電話等の方)</p> <p>●【LINE相談】 アカウント名 「LINEじんけん相談」</p>	<p>●月～金 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)</p>
東京都人権プラザ	<p>港区芝2-5-6 芝256スクエアビル2階</p> <p>●問合せ・一般相談 TEL 03-6722-0124 03-6722-0125 メール ippan_sodan@tokyo-jinken.or.jp</p> <p>●法律相談・インターネットにおける人権侵害の法律相談 03-6722-0124(面接予約) 03-6722-0126(電話相談)</p>	<p>●一般相談 月～金 9時30分～17時30分</p> <p>●法律相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接・オンライン相談(要予約) 火曜日(第4火曜日を除く) 13時～16時 ・電話相談(予約不要) 第4火曜日 13時～16時 <p>●インターネットにおける人権侵害の法律相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接・オンライン相談(要予約) 木曜日(第4木曜日を除く) 13時～16時 ・電話相談(予約不要) 第4木曜日 13時～16時 <p>●インターネットにおける人権侵害のLINE相談 月～金 16時～22時 ※受付は21時30分まで アカウント名 「インターネットにおける人権侵害相談@東京」</p>

(上記全て祝日・年末年始を除く)

女性のための相談窓口		
名 称	所在地・電話番号等	受付時間等
はばたき21相談室 (※ 1)	<p>令和8（2026）年10月まで（予定） 台東区根岸 5-14-15 根岸五丁目施設</p> <p>令和8（2026）年11月から（予定） 台東区西浅草 3-25-16 生涯学習センター 4階 TEL 03-5246-5819 (予約専用電話)</p> <p>※予約 月～土曜日 9時～17時 第1・3・5月曜日（祝日の場合は翌平日）・年末年始を除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● こころと生きかたなんでも相談 どなたでも ・面談・電話・オンライン（Zoom） (要予約) 火・土・日 10時～16時 水・木 17時～21時 ・LINE（予約不要） 365日対応 月・水・金 11時～14時・15時～18時 火・木・土・日 16時～22時 ●女性弁護士による法律相談（要予約）女性のみ（面談・電話） 第1土曜日・第2水曜日 13時～16時 第3木曜日 10時～13時 第4火曜日 16時～19時
たいとうパープルほっとダイヤル（DVに関する相談）（※ 2）	TEL 0120-288-322	<ul style="list-style-type: none"> ●月～土 9時～17時 第1・3・5月曜日（祝日の場合は翌平日）・年末年始を除く
東京法務局人権擁護部 常設人権相談所	26ページをご覧ください	<ul style="list-style-type: none"> ●月～金 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
東京ウイメンズ プラザ	TEL 03-5467-2455	<ul style="list-style-type: none"> ●一般相談 9時～21時 (年末年始を除く) ●法律相談（要予約） ●精神科医師の面接相談（要予約）
	TEL 03-5467-1721	<ul style="list-style-type: none"> ●DV専用相談 9時～21時 (年末年始を除く)
	【LINE相談】 アカウント名 「ささえるライン@東京」	<ul style="list-style-type: none"> ●DV専用 14時～20時 (年末年始を除く)
東京都女性相談 支援センター (23区居住の方)	電話相談 TEL 03-5261-3110	<p>月～金 9時～21時 土・日・祝日・年末年始 9時～17時</p>
	【LINE相談】 アカウント名 「女性はーとふるLINE@東京」	<p>14時～20時 (年末年始を除く)</p>

（※ 1） はばたき21相談室 こころと生きかたなんでも相談は男性の相談も受けています（電話・オンライン（Zoom）・LINEのみ）。オンライン（Zoom）相談は火・土・日のみ

（※ 2） たいとうパープルほっとダイヤルは男性の相談も受けています。

男性のための相談窓口

名 称	所在地・電話番号等	受付時間等
東京ウイメンズ プラザ	TEL 03-3400-5313	<ul style="list-style-type: none"> ●電話相談 月・水・木 16時～20時 (祝日・年末年始を除く) 土 13時～17時 (祝日・年末年始を除く) ●面接相談（要予約）

子供のための相談窓口

名 称	所在地・電話番号等	受付時間等
日本堤子ども家庭 支援センター	<p>台東区日本堤 2-25-8 TEL 03-5824-2571 メール相談 区HPで「子育て 総合相談」と検索</p> <p>【子どもの虐待等に関する 相談受付専用電話】 TEL 03-3875-1889</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●面接（要予約）・電話相談 月～土 9時～17時 ●メール 24時間受付 <p>●24時間365日対応</p>
台東子ども家庭支 援センター	台東区台東 1-25-5 TEL 03-3834-4497 メール相談 区HPで「子育て 総合相談」と検索	
寿子ども家庭支 援センター	台東区寿 1-10-10 TEL 03-3841-4631 メール相談 区HPで「子育て 総合相談」と検索	<ul style="list-style-type: none"> ●面接（要予約）・電話相談 月～土 9時～17時 ●メール 24時間受付
谷中子ども家庭 支援センター	台東区谷中 2-9-21 TEL 03-3824-5540 メール相談 区HPで「子育て 総合相談」で検索	
東京法務局人権 擁護部	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの人権110番 TEL 0120-007-110（無料） TEL 03-5363-3075 (一部のIP電話の方) ●【LINE相談】 アカウント名 「LINEじんけん相談」 	<ul style="list-style-type: none"> ●月～金 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
児童相談所虐待 対応ダイヤル	TEL 189（いちはやく） ・近くの児童相談所につな がります ・一部のIP電話からはつな がりません	<ul style="list-style-type: none"> ●24時間365日対応

東京都児童相談センター	新宿区北新宿4-6-1 東京都子供家庭総合センター内 TEL 03-5937-2317 (台東区担当) FAX 03-3366-6036	●月～金 9時～17時
	【関係機関の方、現在東京都児童相談所に相談中の方で緊急の場合】 TEL 03-5937-2330	●月～金 (夜間) 17時45分以降 ●土・日・祝日 (年末年始を含む) 24時間
4152 (よいこに) 電話相談	TEL 03-3366-4152 聽覚言語障害者相談FAX FAX 03-3366-6036	●月～金 9時～21時 ●土・日・祝日 (12/29～1/3を除く) 9時～17時

外国人のための相談窓口		
名称	所在地・電話番号等	受付時間等
外国人相談 (生活上的一般的な相談)	台東区役所 区民相談室 台東区東上野4-5-6 1階 TEL 03-5246-1025	●中国語 第1・2・3木曜日 10時～12時 ●英語、韓国語 第1・3木曜日 英語10時～12時 韓国語14時～16時 ●タブレット端末による通訳サービスあり 中国語・英語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・ベトナム語・タイ語・ロシア語・フィリピノ語(タガログ語)・ネパール語・ヒンディー語・フランス語
東京法務局人権擁護部 外国人のための人権相談所	TEL 0570-090-911 (ナビダイヤル) 【対応言語】英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語 外国語インターネット人権相談 https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html	●月～金 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)

犯罪被害者やその家族のための相談窓口		
名称	所在地・電話番号等	受付時間等
公益社団法人被害者支援都民センター	千代田区三番町1-5 石油健保ビル2階 TEL 03-3222-9050 ※ホームページにインターネット相談フォームあり	●月・木・金 9時30分～17時30分 火・水 9時30分～19時 (祝日・年末年始を除く)

警視庁犯罪被害者ホットライン	TEL 03-3597-7830	●月～金 8時30分～17時15分 (祝日・年末年始を除く)
警視庁性犯罪被害相談電話	#8103（全国共通ダイヤル） 近くの警察の性犯罪被害相談窓口につながります。	
東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター	全国共通無料ダイヤル 〈NTTひかり電話以外〉 #8891 〈NTTひかり電話〉 TEL 0120-8891-77 ※発信地の都道府県のワン ストップ支援センターに つながります。上記電話 につながらない場合 TEL 03-5577-3899（有料） 子供・保護者専用性被害相 談ホットライン 都内から 0120-333-891（無料） 都外から 03-6811-0850（有料）	●24時間365日対応
	LINE相談「性被害相談窓口」 アカウント名 「相談はっとLINE@東京」	月・水・金・土（祝日・年末年始除く） 16時～21時 ※受付は20時30分まで

性自認、性的指向についての相談窓口		
名 称	所在地・電話番号等	受付時間等
Tokyo LGBT 相談 (東京都性自認及 び性的指向に關 する専門相談)	【当事者向け電話相談】 050-3647-1448 【事業者向け電話相談】 050-3138-4011 【当事者向けLINE相談】 アカウント名 「LGBT相談@東京」	【当事者向け電話相談】 火・金 18時～22時 【事業者向け電話相談】 火・金 10時～17時 【当事者向けLINE相談】 月・水・木 17時～22時 ※受付は21：30まで (上記全て祝日・年末年始を除く)

インターネット上の違法・有害情報についての相談窓口	
違法・有害情報 相談センター	https://www.ihaho.jp/

人 権 週 間

1948年（昭和23年）12月10日、国連で世界人権宣言が採択されました。国連は、この日を「人権デー」と定め、加盟国に人権思想の啓発を要請しました。日本では12月4日から10日を「人権週間」とし、人権意識の高揚を図るため、全国的な啓発活動が実施されています。

人権に関する法律

【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律】

(平成25年法律第65号)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)は、障害のある人もない人も平等の機会が得られ、お互いに人格と個性を尊重し支え合う社会を実現するために定められました。

「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めていきます。

●関連サイト（内閣府HP）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>



●関連サイト（東京都福祉局HP）

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai//shougai_shisaku/sabetsukaisho_yougo/sabekai.html



【本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律】 (平成28年法律第68号)

平成28（2016）年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」）が施行されました。

ヘイトスピーチ解消法では、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動は差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではないとしています。

＜ヘイトスピーチとは＞

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が、一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

例えば、特定の民族や国籍の人々を合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの（「○○人は出ていけ」、「祖国へ帰れ」など）、特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えるとするもの（「○○人は殺せ」、「○○人は海に投げ込め」など）、特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの（特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど）などは、それを見聞きした方々に、悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。

●関連サイト（法務省HP）

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html



【部落差別の解消の推進に関する法律】

(平成28年法律第109号)

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、日本国憲法の理念のもと、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28（2016）年12月に施行されました。

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に關し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に關し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

●関連サイト（法務省HP）

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html



【アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律】 (平成31年法律第16号)

この法律は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会を実現することを目的として、令和元（2019）年5月に施行されました。

この法律では、基本理念、国の責務、アイヌ政策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、アイヌ政策推進本部の設置に関することなどが規定されています。

●関連サイト（内閣府HP）

<https://www8.cao.go.jp/ainu/index.html>



【性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律】 (令和5年法律第68号)

この法律は、全ての国民がその性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的として、令和5（2023）年6月に施行されました。

この法律では、基本理念、国の役割、施策の実施の状況の公表、基本計画、学術研究等、性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議に関することなどが規定されています。

●関連サイト（内閣府HP）

<https://www8.cao.go.jp/rikaizoshin/index.html>



【台東区男女平等推進基本条例】

この条例は、すべての人々が性別や年齢にかかわりなく、喜びと責任を分かち合い、誰もが自分らしく生きるための男女平等社会を実現することを目的として、平成27（2015）年1月に施行されました。

条例には、7つの基本理念と区・区民・事業者の責務などが定められています。

基本理念

1. 性別による固定的な役割分担意識に捉われず多様な生き方を選択できること
2. 社会の対等な構成員として、方針の立案、決定に参画できること
3. 性別による差別的取り扱いや暴力を根絶すること
4. 家庭、地域、職場における活動に調和のとれた生活ができること
5. 性と生殖に関する健康と理解を認め合い、健康的な生活ができること
6. 教育の場において、男女平等意識の形成の取り組みが行われること
7. 国際社会と国内における男女平等の取り組みを理解すること

区・区民・事業者の責務

区

男女平等施策の推進を図るために必要な措置を講じていきます。区民・事業者・国及び他の地方公共団体その他関係機関等と連携・協力し、区民・事業者・地域団体等による活動の支援・相談・情報収集・情報提供などを積極的に行っていきます。

区民

家庭・学校・職場・地域等社会のあらゆる分野の活動において、男女平等の推進に努めます。

事業者

事業活動において、男女平等を推進し、男女が家庭・地域・職場における活動の調和のとれた生活を営むことができるよう努めます。

みんなへの人権のメッセージ

令和7年12月発行

台東区総務部人権・多様性推進課

〒110-8615 台東区東上野4-5-6

電話 03（5246）1116

古紙再生紙を使用しています

みんなへの 人権のメッセージ